

平成26年度 高齢社会フォーラム in 東京

全員参加型社会を目指して ～多世代が経験を分かち合う～

超高齢社会を迎えている日本において、シニアも若い世代も全員が活躍できる社会を実現するために、シニア自身が今まで培った様々な経験を社会全体で共有することは非常に重要です。地域の中で、現役世代のみならず、意欲と能力のある高齢者にも社会の支え手となってもらい「全世代で支え合える社会の構築」に向け、今年度のフォーラムでは、シニアの経験を分かち合う具体的な手法や取組について話し合います。

日時 ▶ 平成26年7月29日(火) 10:00～16:30(9:30開場)

参加費無料

会場 ▶ イイノカンファレンスセンター (定員:200名)

※裏面の申込書にてお申し込みください。

東京メトロ 霞ヶ関駅より徒歩1分

プログラム

9:30 受付開始

10:00 【開会挨拶】 内閣府

【基調講演1】

「あたたかく助け合う地域社会へ」

堀田 力 (さわやか福祉財団 会長)

【基調講演2】

「全員参加型社会を目指して」

樋口 恵子 (高齢社会をよくする女性の会 理事長)

【高齢社会対策説明】 内閣府高齢社会対策担当参事官

12:00 休憩 (90分)

13:30 【分科会】

「地域社会活動の活性化」 ●地域社会で様々なテーマで活躍されている実践者の活動内容や課題 ●地域活動の活動動機や仲間づくり等におけるシニアの経験の分かち合い

第1分科会



(コーディネーター)
伊藤 実
高齢社会NGO連携協議会 理事

(パネリスト)
佐々木 照子 高齢社会をよくする女性の会
杉 啓以子 江東区ケアセンター「つばき」施設長、経営企画管理本部 本部長
丹 直秀 さわやか福祉財団 常務理事
渡邊 武 浦安市民生委員児童委員協議会 会長、浦安市社会福祉協議会 理事

「多世代からみたシニアの意識改革」 ●若者・ミドル・女性・多世代からみたシニアへの期待と課題 ●失敗しないシニアの地域デビューと多世代間の経験の分かち合い

第2分科会



(コーディネーター)
松田 智生
三菱総合研究所
プラチナ社会研究センター
主席研究員・チーフプロデューサー

(パネリスト)
菊池 一弘 東北を緩やかに長期的に把握する会 代表
高平 ゆかり マイスター60 取締役 シニアビジネス事業部 部長
中嶋 美年子 三菱地所 開発推進部 エコツヴェリア担当

「シニアと多世代がつながるために」 ●ICT(情報通信技術)を活用して主体的に生きる「スマートシニア」に期待される役割 ●多世代がつながり、シニアの経験を分かち合う手段としてのインターネットの可能性

第3分科会



(コーディネーター)
澤岡 詩野
ダイヤ高齢社会研究財団
主任研究員

(パネリスト)
阪本 節郎 博報堂 新しい大人文化研究所 所長
檜山 敦 東京大学大学院 情報理工学系研究科知能機械情報学専攻 特任講師
牧 壮 牧アイティ研究所、新老人の会・スマートシニアアソシエーション代表

16:30 【閉会】 (分科会終了)

主催:内閣府 協力:高齢社会NGO連携協議会(高連協)

* 「共生の文化」をつくる提言

「あたたかく助け合う地域社会へ」

堀田力 さわやか福祉財団会長

内閣府主催 「高齢社会フォーラム in 東京」

日時 七月二十九日（火）

イイノ・カンファレンス・センター

基調講演

ありがとうございます。

魅力的なガラガラ声を三〇分間お楽しみいただきたいと思います。お手元の資料「あたたかく助け合う地域社会へ」を使わせていただきながら、話をすすめたいと存じます。

（注…資料は講演のあとに掲載してあります）

「共生の文化」を提言

まず申し上げたいことは「共生の文化をつくろう」ということを提言させていただきたいと思います。



「共生の文化」というのは、どういうことか。中身に即して簡単にいえば、定年退職をして家に籠っている。あるいは外へ出ても、いく場所は居酒屋程度。あるいは家族で旅行はするけれども近所とのつきあいは一切なく、通りで顔をあわせれば目礼するだけ。こういう暮らし方は「恥ずかしい」。そういうふうみんなが感じるような風習、それを「共生の文化」というふうに呼びたいと思います。

せっかく尊い命をさずかり、まだまだできることがいっぱいあるのに、みんなに役立つことを何もしないで、自分あるいは家族だけと生活をしている。それはもつたいない、社会的にもつたいないということをお小野田（壮）審議官がおっしゃいましたけれど、もつたいないだけでなく「恥ずかしい」とそう感じるような社会にしていきたい。そういうことであります。

いままでここまで踏みこんで提言したことはありません。少しずつ近づいた提言は進めてきておりますけれど、一生懸命ここまで働いて社会に尽くし家庭に尽くしてきて、定年退職したんだから何をしたらって自由ではないか、それが人の生き方ではないか、そういう考え方が多数、いまはそういう文化です。

その中で、だけれども、あなたの人生をより質の高い、生きていてよかったと思えるものにして全うするためには、人のためにも、人と交わり人の喜ぶことをしたほうがあなた自身の人生ももっと良くなるんではありませんか、そういう訴え方をしてきておりました。

それを少しずつ強めて、それが社会的にはそういうことをするのが社会的な自由と考えられないでしょうか、というふうに関わられてこれまでに申しあげてまいりました。それを更にもう一歩踏み出して、「恥ずかしい」と感じるところまで進めようというのが本日の提言であります。

「五つの政策」

その背景になっております社会、国の政策の動きについてざっと確認をしたいと思えます。お手元の資料に五つの項目が上がっております。この資料「あたたかく助け合う地域社会へ」は、私がお願いして、内閣府の優秀な方が正規のいろんな資料から上手にまとめてくれましたものです。

「要支援高齢者」対策

ひとつが高齢者、それから子ども、障害者、認知症者、生活困窮者、この五つにかんする政策が期せずして、「地域の時代」、地域でこういう方々を支えていこうという方向に動き出しております。縦割りの政治ですから、政策はばらばらになっておりますが、それがこの時期に、とくに昨年から今年にかけて、いっせいに地域の方向へと動き出している、あるいはしつかり確認されている、そういう状況であります。

まず「高齢者」。これは資料二ページ～五ページ（「要支援者に対する予防給付の見直し

と生活支援の充実」にまとめてあります。ご承知のとおり、介護保険制度から要支援者に対する通所介護・訪問介護、生活支援を切り離して、これを市町村に移管して市町村の責任でそれをなるべく地域の助け合いでやっていこう、要支援者の生活支援をしていこう、そういう方向に大きく転換いたします。ことしの六月に法律がやっと通りまして、これから二年半をかけて、全国の本格実施まで試行をつづけて移していこうという制度であります。資料としては三ページの「地域住民の参加」の右側の「高齢者の社会参加」、これで生活支援サービスをやっていこう、こういう姿に移っていこうということです。

「子ども・子育て支援」対策

それから「子ども・子育て支援」。これも昨年、法律が通っておりますが、ご承知なのが「認定こども園」です。従来の保育園と幼稚園を合体する方向で進んでいます。資料（七く九ページ）にあるように重要な柱のひとつは、地域で子育てをしていく、この点はもともとと政策を強化しないといけない。大きな転換はこれまで戦後の子育てというのは、親子それから施設、幼稚園・保育園そして学校、この二つが子育ての責任者である、そういう体制できております。その二つのほかに、地域の力を加えよう、地域の力を加えて三者で健全な子どもが育つように力を合わせていこう、こういう方向に進み出している。具体的には地域に子育て支援拠点を作って「子育て支援コーディネーター」をおいて、図書

館などもひとつの子育て拠点にして、地域の力を加えていこう。こういう方向であります。実現するために「子ども子育て会議」を各地域に作って、それにできれば地域の方々も加わってほしい。「地域の力」として積極的に加わってほしい、そう願っております。

「障害者総合支援」対策

それから資料一〇ページ「障害者総合支援」です。これも昨年、法律が通りまして、それまでの「自立支援法」が「総合支援法」に替わっております。資料の一ページ「法律の概要」の中に「共生社会」を実現するという「基本理念」が掲げられています。「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するために、社会参加の機会の確保」とか「共生社会への障害の除去」をみんなでやっていこう、地域でやっていこう。地域の「互助の力」を法律でしっかりと強調しております。その方が障害者にとって幸せであろう、普通の生活が送れるからであるとしております。

「認知症」対策

さらに進んで資料の一六ページ、「認知症」対策です。これもご承知のように「オレンジプラン」ができております。その中に、地域でしっかり支えていこう。資料の一七ページに赤字にしてくれていますが、「認知症初期集中支援チーム」の設置、それから下から二つ

目「認知症地域支援推進員」を設けて、保健師さんらと手を組んで地域へつなぐ役割をはたして地域での事業を充実していこう、こういう政策が打ち出されております。

「生活困窮者支援」対策

最後にもうひとつ、資料二〇ページ「生活困窮者」対策。これは介護保険制度ができて以来の新しい福祉政策で、厚生労働省の村木（厚子）次官も力を尽くされて、国の財政が厳しくなっていくなかで最後の新しい政策ではないかと言われております。究極の狙いはニートの方々、家に引き籠っておられる方々が今どんどん増えております。若くてまだまだ働けるのに、世の中に出て傷つくのが怖くて、うちに引き籠ってしまっている、あるいはニートになってしまっている。厳しい経済、格差社会の中で犠牲になっている。

こういった方々は親が亡くなってしまうと生活保護にいかざるをえない。それは惜しい。本人のためにとっても不幸。そうなる前に社会に引き出して、その能力を社会の中で活かして自活していったほしい。こういう願いを込めた制度であります。

これも試行期間の二年を経て、本格実施になりますけれども、行政だけでやるはずがない。民生委員がいったって出てこない、親がいったって出てこない、そういった方々を社会に引き出すのは地域の特別な力。地域におられるいつもいい笑顔しておられて心の内を打ち明けたくなるような、どんな方でも受け入れる、そういったおばあちゃん。おじい

ちゃんはまだいいませんが。あるいは、もうだれの言うことも、親の言うことも聞かないけど、中学校時代に感銘を受けたあの先生の言うことだけはちゃんと聞く。その先生はもう引退しておられるけれど、地域でお願いしてもう一度働きかけてもらう。そういった地域に潜在している特別な力を地域が使わないと、そういった方々を救えない。地域に引き出せない。そこを究極的には狙っている制度であります。今は試行が始まったばかりで、そこまでは行けていないのですけれども、そういうところを目指したい。

このように、この五つの制度が期せずして、昨年から今年にかけて制度化され、試行期間を経て実施される。それは全部「地域の力」ですね。

「地域の力」の姿

「地域の力」はどこにあるのだろう。

地域で昼間お出かけになることもあると思います。バスに乗る。もうほとんどおじいちゃんかおばあちゃんですね。地域の力はそういう姿をしている。地域に常にある力はそういう力です。これが大きな力です。すごい人生の経験と知恵を積み重ねた素晴らしい人格を形成された、形成途上の方も結構おられますけれども、私もそうですけれども、いろんな方の話を聴ける、そういう度量を備えた大きな力、これを活用したらそれは本人の幸せであり、地域の幸せであり、大きな社会的効果をもたらす。具体的にいえば少ない税金で

済む。そういう力を活かす、まさにそういう時代が動き出しています。

そういう時代背景を踏まえてどうするか。まず住民市民のサイドから言いますと、真っ先に地縁社会、住んでいる地域の自治会活動・町内活動、これをもっともとって活性化して地域の助け合いを強化したい。これが「地域の力」を活かす最初の基本的な一歩です。

ぎよつとされる方も多いかと思います。町内会？自治会？わずらわしい？ ずっとやっているあのおやじは、樋口恵子先生のたまわく「草の根封建おやじ」である。あんなのと顔も合わせたくない。あるいは交代制、順番制で一年ごとよくて二年ごとに回ってくるくじ運の悪い人が引き受けていやいややっている。回覧板の持ち回りだけ、回覧板を見たら、みんなでやることなど書いてない。市・町からの連絡事項だけ。これが今までの町内会・自治会。これが活性化し始めております。

「自治会」の活性化

どうして活性化しているのか。基本にはこんな冷たいことでいいのか、そういう気持ちで少しずつ高まってきている。

そこへ「草根の根封建おやじ」に代わって、あるいは順番で当たって、素敵なおばあちゃん、時々おじいちゃんもいますけれども。やる気があって、ものおじしなくて、これと思ったらアクティブに動いて、仲間を集めて、どんどん進める。例でいえば立川市大山団

地の佐藤良子さん。こういう方が自治会長に就任しますと、まず自治会みんなで行うぜ、となる。女性がいっしょにいろいろとやっても男性が出てこない。男性はどうしたらいいか。男性はおカネだろう。そこで行政とかけ合って、この地域の清掃をするから助成金・補助金を出してほしい、事業者に頼むよりは見栄えは良くないけれどもきれいになるならそれでいいでしょう、私たちみんなで行いますよ。

ちゃんと事業をとってきて、ちよつとしたお小遣いも出る、男性が出てくる。出てきたところで集会所で話し合う。子育て、さびしい、わからない、おじいちゃんおばあちゃんの知恵を活かして助け合いが始まる。そういう方式でどんどん活性化していく。そうして大山団地は自治会加入率一〇〇%に。

どうして達成したか。お葬式です。だんだん一人暮らしの人が増えていく。みんな死んだあとが心配。大丈夫、自治会でやってあげるから。これを切り札に、移り住んできた人の歓迎会をやる。役員さんたち同席で、そこまで面倒みますよ、これでころっと落ちます。そこで入会。会員ですからみんなでやりましょう。そういう形で自治会を活性化している。さらに私から推薦させていただけば市民後見人。和久井（良一）さんなんか頑張ってくれて、裾野を広げて、どこの自治体でも対応してくれる。団地に住んでいる人は認知症になっても団地で面倒を見てあげますよ。団地に住む人の心配は、ひとりになる、認知症になる、死んでほったらかされる。認知症になっても安心できる。こうなれば自治

会は活性化します。

新しい「地域協議会」

もうひとつは、自治会がどうしても動かない。そこで新しい組織をつくろう。これも全国で広がっています。東北、中国地方、北海道。自治体と別に新しい有志の会をつくり、NPOなども動く。そこでいろいろな事業をやっていこう。そこへ行政がおカネを出す、何に使ってもいいですよという。

年間二〇〇万とか、まあ五〇万とか。ちょっとしたおカネですけれど、みんなで地域でやろうというためには何に使ってもいい。これは大きな支えになります。これは東北・北海道では除雪、そうでなくてもゴミ出し。名前は地域協議会ほかさまざま。そういった新しい事業組織を作る。なかにはNPOになっている。好きなおじいちゃんソバ打ちになつて、作ったら食べにいらっしやい。食べる人が集まる。食べなくても遊んでいい。そういう自治体NPOをつくったらいい。地域を活性化させる。そのような方法がさらに進めばいろんな活動があります。移送、外出支援とか食事をくばるとか、そういう活動をするNPOをつくる。いろんな活動がある、やることはいっぱいある、やらなければいけないことがいっぱいある。社会が求めていること、小さいことから押しあげていく。それを政府から仕掛ける、新しい新地域支援事業という要支援者を支えるしくみ、これについ

て新しい制度を提言しております。

「生活支援コーディネーター」

資料の五ページ「生活支援コーディネーター」です。こういう仕掛けをつくって活動しよう」と提言して、実施中です。「生活支援コーディネーター」はまず市町レベルでひとり、これは国からおカネが出ます。それを認定し、その第二層目で地域包括支援センターのレベル、中学校レベルで一人ずつ「生活支援コーディネーター」をおく。これもおカネが必要です。新しいコーディネーターのもとに協議会をつくる。やる気のある地域の方々と、資格も人数制限ありません。地域で協議会を作って、コーディネーターを支えて、地域に働きかけていく。地縁組織、地縁の助け合いを広げましょう、あるいはNPOをつくりましょう。子どもからお年寄りまで生活困窮者を含めてしっかり安心して生活できる社会の仕掛け人をつくる。われわれ推薦しているところです。どうぞ手をあげて、仕掛け人になることもさることながら協議会を支えること。ひとりでは大それたことはできません。みんなで力を合わさないと地域は動かない。

NPOと地縁組織は仲が悪い、NPO同士も結構仲が悪い。これを上手にまとめて大きな力にしていく。そういう役割をする協議会、これが出来ていきます。

どうぞ、みんなで奮い立って、これらの仕掛けに参加して、新しい助け合い活動を進めて、

みんなが幸せに送れるような、みんなで支え合う地域社会をと願っております。
ご静聴ありがとうございます。

（『月刊丈風』二〇一四年七月号）

講演を前に談笑する樋口恵子・高齢社会をよくする
女性の会理事長と堀田力・さわやか福祉財団会長



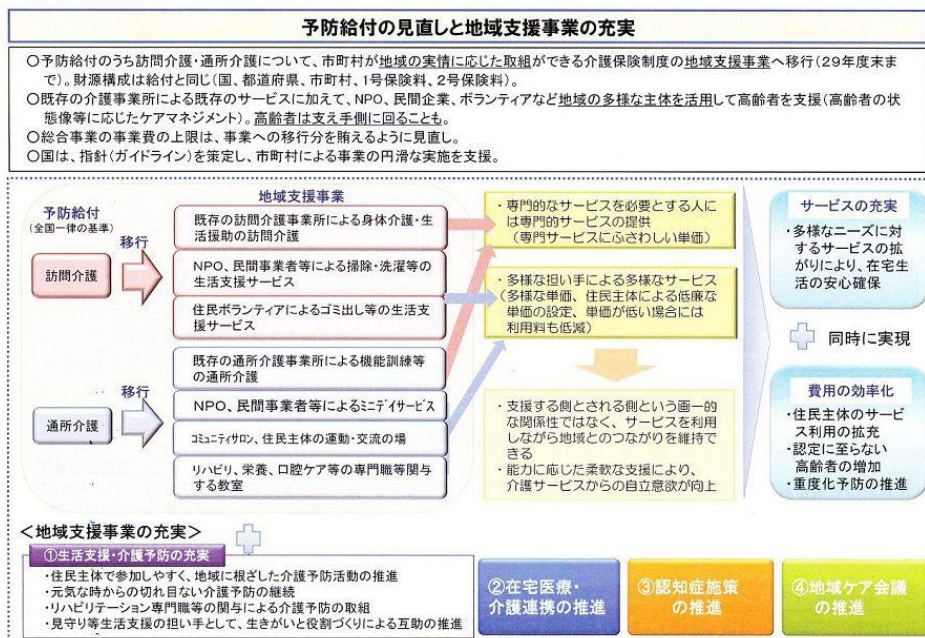
基調講演
「あたたかく助け合う地域社会へ」
参考資料

平成26年7月29日(火)
高齢社会フォーラム in 東京
基調講演参考資料

目 次

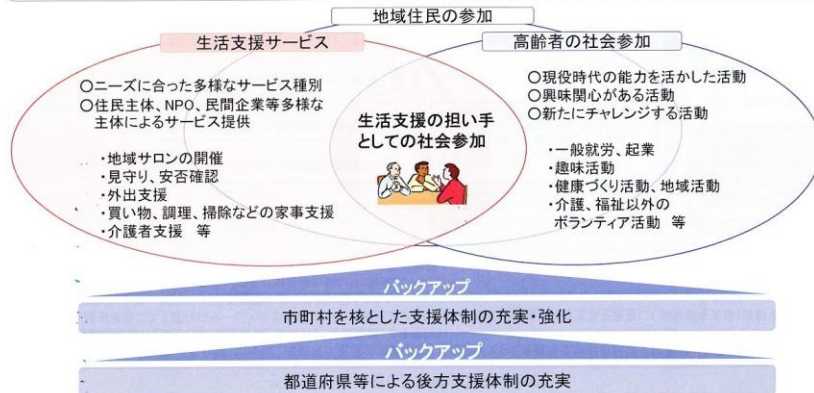
要支援者に対する予防給付の見直しと生活支援の充実……	1
子ども・子育て支援新制度	6
障害者総合支援法	10
認知症施策の推進(オレンジプラン)	16
新たな生活困窮者対策	20

要支援者に対する予防給付の見直しと生活支援の充実



生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

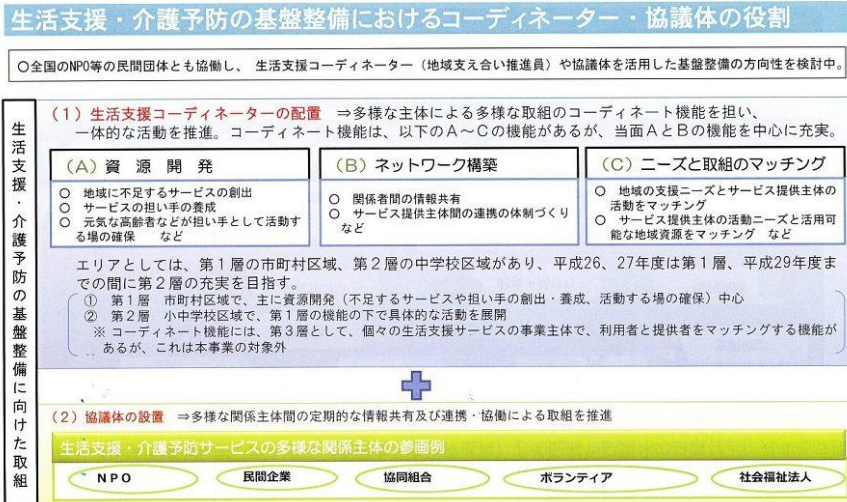
- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

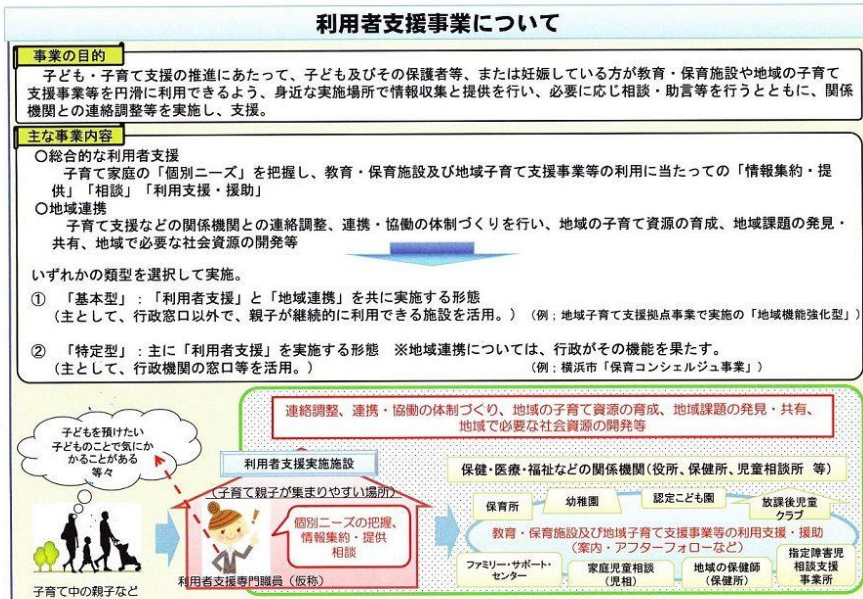
- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援
- ➡
- ・ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
 - ・ 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援





※１ これらの取組については、平成26年度予算案においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
 ※２ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

子ども・子育て支援新制度



子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - * 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

④ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度を目途に新制度の施行を想定

9

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

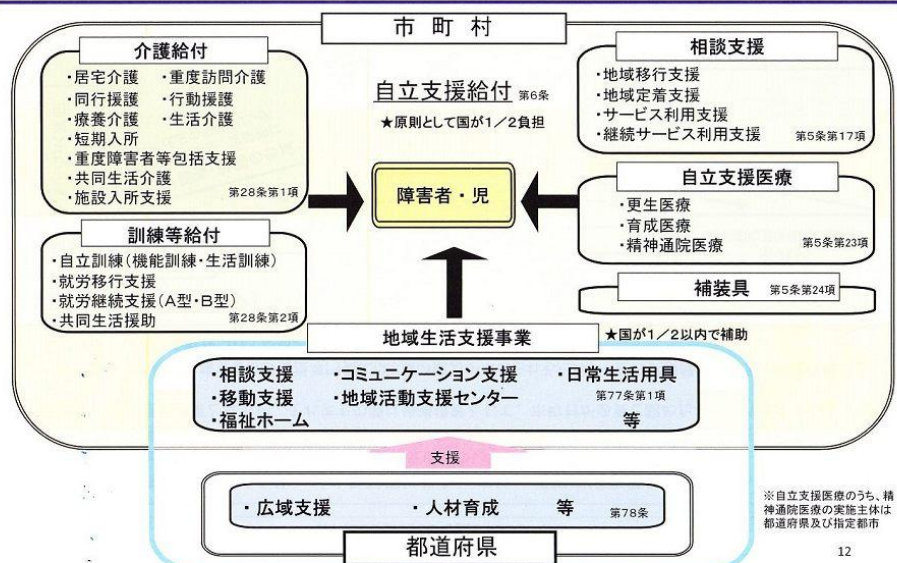
平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

11

障害者総合支援法の給付・事業



12

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）。完全施行となる平成27年4月からは全例で計画が必要となるが、それまでの間は経過措置として、市町村が必要と認めた場合に作成することとされている。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

サービス利用の手続き

利用者(保護者) 市町村 (計画案の受領後、支給決定)

① 支給申請 ② サービス等利用計画案の求め

③ 計画案・計画の作成 ※ 支給決定後、定期的に利用状況のモニタリング

相談支援事業者 計画の写しの提出 報酬の支払い

サービス利用

相談支援専門員 養成研修

都道府県

* 26年度までは、②は市区町村が必要と認めた場合のみであるが、27年度からは全例について求めることとなる。

○ サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。

○ 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



計画相談支援等を進める上での市区町村・都道府県の役割分担

＊「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜市区町村の役割＞ 支給決定を行う立場、体制整備に関して一義的な責任

- ・ 障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込み(＊従来からの業務)
→それに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を見込む
(障害児通所支援の利用者数についても合わせて考慮)
- ・ 管内又は近隣の事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の働きかけ
- ・ 事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくり(例:半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を事業所側に提供)
- ・ 基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる
- ・ 協会会を活用し、障害福祉サービス事業者とのサービス等利用計画の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組

＜都道府県の役割＞ 管内市区町村の支援、特に相談支援専門員の養成確保

- ・ 管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約→当該都道府県内における相談支援専門員の必要数の見極め→その確保のために十分な規模の養成研修の実施
- ・ 計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援

認知症施策の推進(オレンジプラン)

認知症施策の推進

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づける(「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症地域支援推進員の設置など)。

「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要



事項	5か年計画での目標	備考
○標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映	平成25年度ケアパス指針作成
○「認知症初期集中支援チーム」の設置 ※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討	・平成25年度モデル事業14カ所 ・平成26年度予算では、 地域支援事業(任意事業)で 100カ所計上
○早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度～29年度で約500カ所整備	・平成25年度約250カ所 ・平成26年度予算では、 300カ所計上
○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人	平成24年度末 累計35,131人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人	平成24年度末 累計2,680人
○「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 すべての市町村で実施	
○認知症地域支援推進員の人数	平成29年度末 700人	・平成25年度約200カ所 ・平成26年度予算では、 地域支援事業(任意事業)で 470カ所計上
○認知症サポーターの人数	平成29年度末 600万人	平成25年9月末 累計447万人

17

認知症サポーターキャラバンの実施状況

(認知症サポーターとは)

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して**できる範囲での手助けをする人**

《キャラバンメイト養成研修》

- 実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- 目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成
- 内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム、等をグループワークで学ぶ。
- メイト数：97,168人(平成26年3月31日現在)

《認知症サポーター養成講座》

- 実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
- 対象者：
 - 〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等
 - 〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等
 - 〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等
- サポーター数：4,989,053人(平成26年3月31日現在)



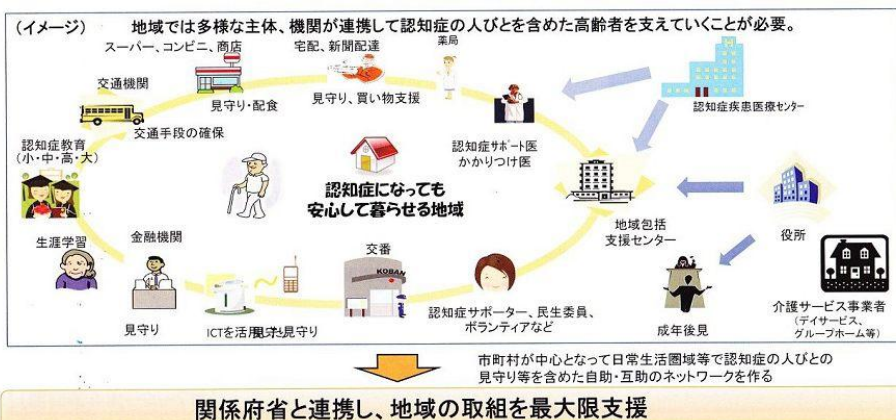
※ メイト・サポーター合計

4,989,053人(平成26年3月31日現在)

18

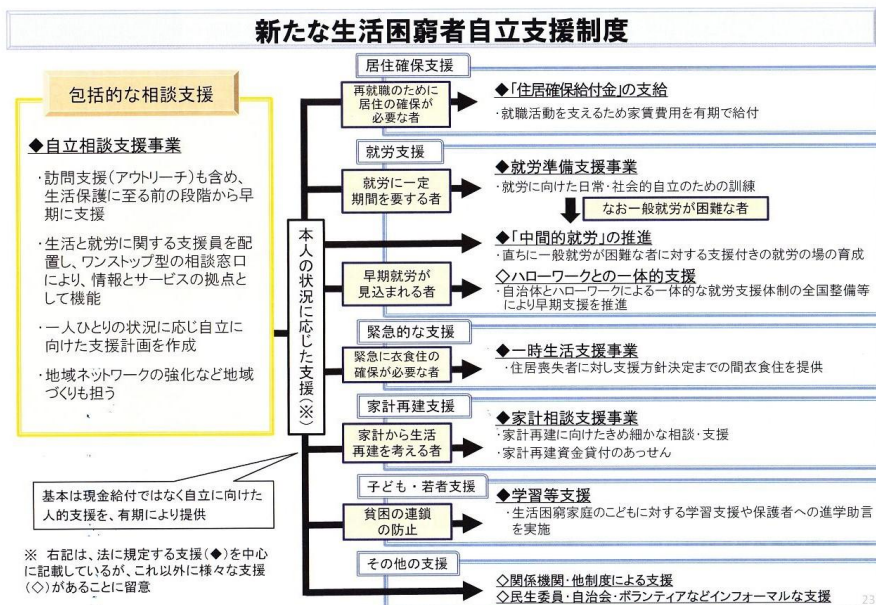
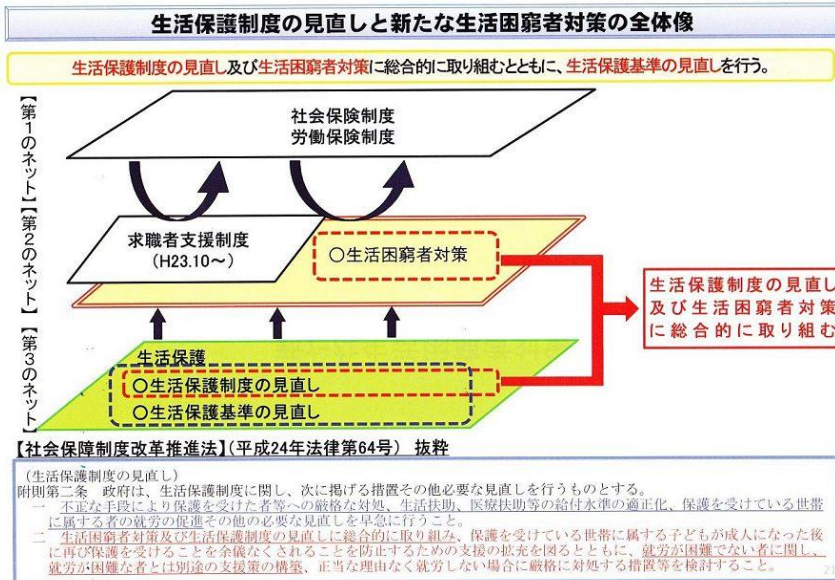
社会全体で認知症の人びとを支える

○社会全体で認知症の人びとを支えるため、介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用することが必要。



関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人びとを支える取組を展開

新たな生活困窮者対策



生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3／4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2／3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1／2**

施行期日

平成27年4月1日

22